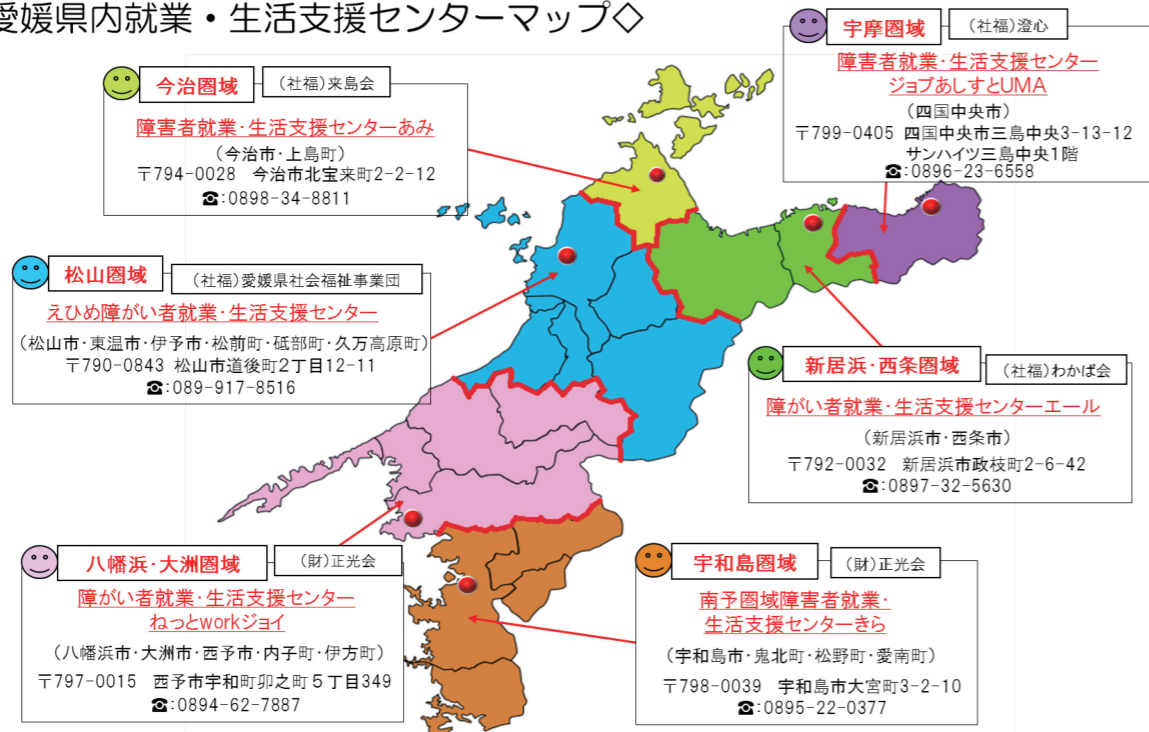


ほほえみ相談支援センター

◇愛媛県内就業・生活支援センターマップ◇



「就労のワンストップ拠点」 ほほえみ相談支援センターは障がいをお持ちの方の「はたらく」「くらす」を支援し安心して生活できる地域づくりを応援しています



“今”を支え
“これから”を
応援します

えひめ障がい者就業・生活支援センター
障がいをお持ちの方の
「はたらく」「くらす」を支援します。

ほほえみ特定相談支援事業所
障がい者、障がい児の方や
そのご家族が住み慣れた地域で
安心して自分らしい生活が送られるように
相談支援事業所がお手伝いします。



社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団 ほほえみ相談支援センター

えひめ障がい者就業・生活支援センター

Tel:089-917-8516 Fax: 089-917-8518
Mail: syugyou@ehime-swc.or.jp
<http://e-shugyo.net/>

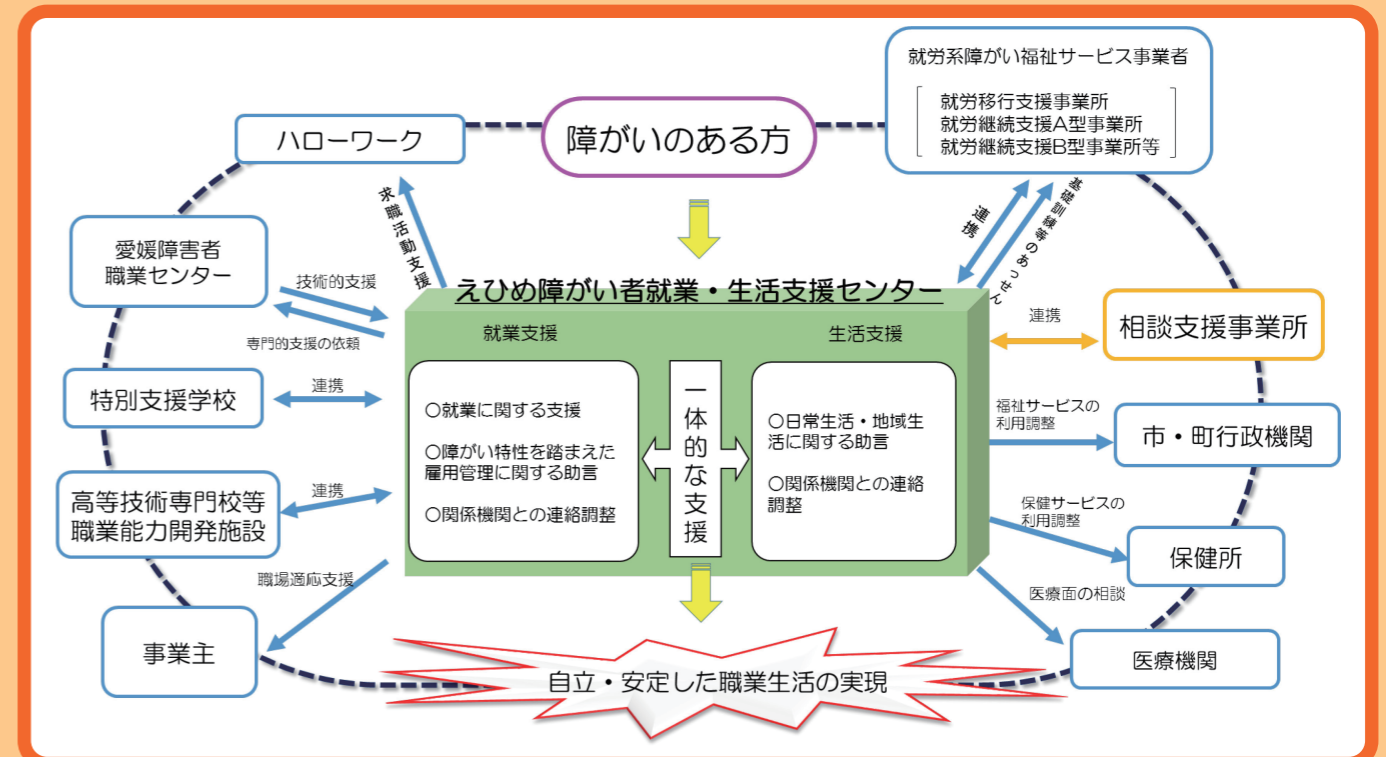


ほほえみ特定相談支援事業所

Tel:089-911-2305 Fax: 089-911-2306
Mail:soudanshien@ehime-swc.or.jp
<http://www.ehime-swc.or.jp/facility/tokutei/>



〒790-0843
愛媛県松山市道後町二丁目 12-11
愛媛県身体障がい者福祉センター 1階

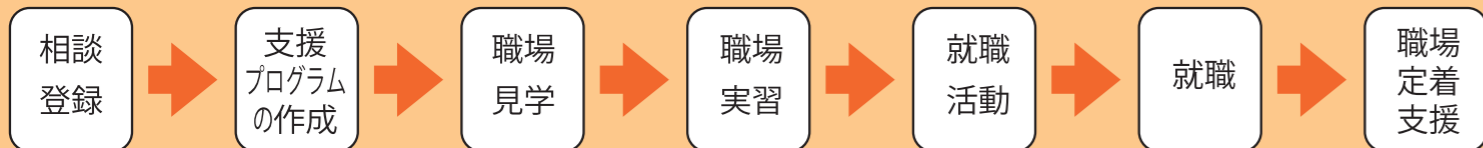


えひめ障がい者就業・生活支援センター

雇用、福祉、医療、教育等 各関係機関の人たちと協力して
「はたらきたい」「はたらきつづけたい」「くらしたい」を支援します。



● はたらきたい方へ 支援の流れ



就業面での支援

- 就職に向けた相談支援
 - ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
 - ・就職活動の支援（ハローワーク同行等）
 - ・職場定着に向けた支援（職場訪問等）
- 障がい特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

生活面での支援

- 日常生活・地域生活に関する助言
 - ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等、日常生活の自己管理に関する助言
 - ・住居、年金、余暇活動など、地域生活の生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整
 - ・雇用者、家族、医療・福祉関係者、行政等と連携します。

支援の方法

- 訪問しての相談
就業支援員、生活支援員がご自宅または指定された場所へお伺いします。
- 来所での相談
就業支援員、生活支援員がセンターでお待ちしております。予め事前に連絡のうえ、お越しください。
- 電話での相談 **tel: 089-917-8516 fax: 089-917-8518**
平日 10:00 ~ 17:00
- mail での相談 **syugyou@ehime-swc.or.jp**
24時間受け付けております。返信に数日要する場合があります。予めご了承ください。
- 同行支援
「一緒に行く」ことで、安心して社会資源が活用できるよう支援します。



- 関係者の皆様へ
学校・病院・福祉関係の方々からの相談にお答えし、連携していきます。
- 病院や施設、事業所等の利用者の就労支援や生活支援を連携して行います。
- 在学中から連携して進路選択に関わり、卒業後も継続して支援します。
- 地域生活移行支援計画に沿って、就労支援や生活支援に関し、連携します。

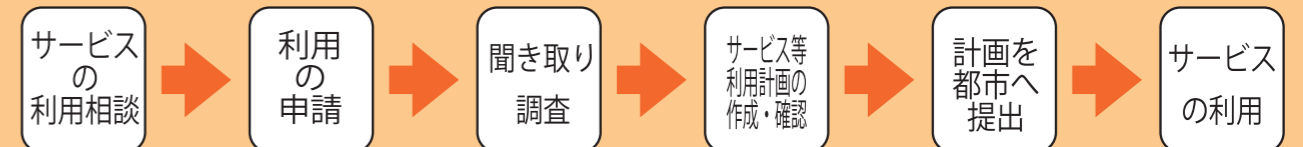
- 事業主の皆様へ
事業主の皆様が、障がい者を雇用することについての疑問解決、雇用支援をしております。
- 障がい者の特性、各種支援制度、貴社に合った情報収集をお手伝いします。
- 障がい者雇用の検討資料の提供、能力開発、職務創出のお手伝いをします。
- メリットのある雇用の仕方や、各種制度・助成金の活用を提案します。
- 雇用中の困りごとや、さらなる雇用の相談をお受けします。

ほほえみ特定相談支援事業所

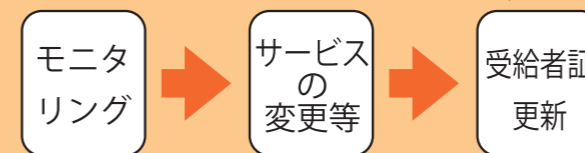
すべてはつたえることから始まります。
ひとりで 悩んでいませんか。 抱え込んでいませんか。
そんな時は、相談してみましよう。
相談支援事業所が あなたの「今」と「これから」をサポートします



サービスの流れ



支援の流れ



相談の対象となる方は、
知的障がい者、精神障がい者、
身体障がい者の方や
そのご家族となります



● サービスの提供内容

- サービス等利用計画の作成
障がい者・障がい児の方のご家庭を訪問又は来所による面接を行い、その心身の状況、環境、ご希望のサービス等を把握したうえで、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。
- モニタリングの実施
障がい者・障がい児の方やそのご家族等とともにサービス等利用計画の実施状況のモニタリング（継続的な評価）を行い、必要に応じてサービス利用計画の変更を行います。
- 総合相談・福祉サービス利用の紹介
障がい者・障がい児の方の日常生活や福祉サービスの利用等、地域で生活を送るうえで必要なサービスの紹介・助言などの便宜を提供します。

● 相談方法

- 訪問
相談支援専門員がご自宅またはご指定された場所へお伺いします。
- 来所
相談支援専門員が事業所でお待ちしております。予め事前にご連絡のうえ、お越しください。
- 電話 **tel: 089-911-2305 fax: 089-911-2306**
平日 8:30 ~ 17:15 まで受け付けております。
- mail **soudanshien@ehime-swc.or.jp**
24時間受け付けております。返信に数日要する場合があります。予めご了承ください

